

JIS

計 装 用 記 号

JIS Z 8204-1983

(2005 確認)

昭和 58 年 11 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 33.1.31 改正：昭和 58.11.1 確認：平成 12.1.20

官 報 公 示：平成 12.1.20

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 基本部会（部会長 飯塚 幸三）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局 認証課 管理システム標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

計 装 用 記 号

Z 8204-1983

(2000 確認)

Instrumentation Symbols

1. 適用範囲 この規格は、化学、鉄鋼、石油精製などの装置工業の工程図などに、計測制御の機能又は設備を表す計装用記号について規定する。

備考 この計装用記号は、次の場合にも用いることが望ましい。

(1) 設計図、配管図、仕様書、カタログ、見積書、注文書、そのほか技術上又は取引上の図面、文書などに計測制御の機能又は設備を記載する場合。

(2) 計測用機器、その附属品、配管及び配線を識別又は表示する場合。

2. 用語の意味 この規格に用いる主な用語の意味は、JIS Z 8103 (計測用語)によるほか、次による。

(1) 計測制御設備 各種の変量若しくは状態を量的にとら(捉)え、又は更に制御するための設備。

(2) 計測用機器 計測制御設備を構成する機器。例えば、検出器、伝送器、表示計器、調節器、調節弁などに用いる機器。

(3) 起因変量 ある動作を引き起こす契機となる変量。

(4) 操作ステーション 表示、設定、操作、自動・手動切換えなどの機能をもったオペレータ用の操作器又は装置。

(5) ループ プロセスの変量を表示、記録又は制御するために構成され、相互に接続された計測用機器の系統。このループを区別するために付けた番号をループ番号という。

(6) 測定点 一般配管又はプラント機器上で、測定される点。

(7) 調節部 調節計又は調節器からの信号を操作量に変え、制御対象に働きかける部分であって、バルブ、ダンパ、ルーバなどの調節端と、パワーシリンダ、ダイヤフラムモータ、電動機器などのような操作部を合わせたもの。

(8) 計器信号線 空気圧、油圧、電気量 そのほかで表された信号を伝えるための配管、配線などを示す線。

(9) 電気信号 電気的量で表された信号。

(10) 空気圧信号 空気圧で表された信号。同じ目的で空気以外の気体の圧力で表された場合も含む。

(11) 油圧信号 油圧で表された信号。同じ目的で油以外の液体の圧力で表された場合も含む。

(12) 細管 圧力を伝える細い管。例えば、圧力式温度計の温度検出器などから伝送器、表示計器、調節器又は自力式調節弁までの導管。

(13) 導路がある放射 放射線、可視光線などで定められた方向に導かれた放射。

(14) 内部結合 外部配線によらずシステム内部のデータ伝送路又はソフトウェアによって行われる結合。

(15) コンピュータ オンライン実時間で計測データを収集し、計算処理又は制御を行う制御用電子計算機。

(16) CRT 多数のループで共有され、時分割で使用される操作ステーション。

(17) マルチループコントローラ ソフトウェアによって表現された内部演算モジュールと制御モジュールの任意の結合によって制御系が生まれ、複数のループで共有され、時分割で使用される制御装置。

3. 記号の種類 記号の種類は、基本記号及び詳細記号とし、次による。

(1) 基本記号 基本記号は、計測制御設備の基本的機能を表現するのに用いる記号であって、例えば、概略工程

引用規格、対応国際規格：55 ページに示す。